

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■建物の耐震化

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■家具の転倒防止

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■橋梁・道路の維持管理

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■老朽危険空き家対策

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■住宅密集地における大規模火災の防止

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■避難路等の整備

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■避難所・避難場所の整備

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■防災拠点の整備

大規模災害発生時、防災拠点となる姫島開発総合センター（以下「離島センター「やはず」」という。）について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■避難訓練・防災意識の向上

保育所、幼稚園、小中学校は避難訓練を通じて、生徒・児童へ地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性や避難行動などの教育を推進する。

また、消防署・消防団・防災士は連携して地域コミュニティや学校への防災講和、避難訓練の指導等を行う。

■要配慮者の支援

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員、消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■災害危険予想地域等の状況確認

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

■森林の保全

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■土砂災害ハザードマップ等の作成

土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域住民に配布する。

また、完成後は土砂災害警戒区域等への意識啓発や避難計画等への活用を推進する。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【強靱化の施策】

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■関係機関、関連企業との協定締結

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づ

くりを推進する。

■備蓄食料等の確保・管理

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■道路啓開計画

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■災害時協力井戸の登録・周知

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【強靱化の施策】

■漁港等の整備

漁港等について、老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設、堤防等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進する。

また、被災時の受入施設の整備を推進する。

■地域との連絡体制

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■連絡手段の確保

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■ネットワークの整備

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備

を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

■橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■備蓄食料等の確保・管理（2-1再掲）

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常用食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■災害時協力井戸の登録・周知（2-1再掲）

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

■非常用電源の確保

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
--

【強靱化の施策】

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■関係機関との連携強化

関係機関との連携強化のため、村と各関係機関で大規模災害を仮定した災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行い、連絡系統の整備や訓練を実施することで災害対応力の強化を図る。

■消防部隊の応援要請

大規模災害発生により、消防力が不足する事態となった場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊」の要綱に基づき、応援要請を行い、災害に対応する。

■消防機能の強化

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
--

【強靱化の施策】

■医療連携、ICTの強化及び拡充

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

■救命講習の啓発

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【強靱化の施策】

■し尿処理の対策

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

■災害廃棄物対策

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■健康管理体制の整備

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期的予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■医療連携、ICTの強化及び拡充（２－４再掲）

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【強靱化の施策】

■災害対策本部の機能確保

大規模災害時・災害対策本部設置に伴う災害拠点施設の機能確保が必要となるため、拠点施設の維持管理や職員の連絡体制について推進する。

また、拠点施設が被災し、機能の確保が難しくなる可能性も考慮し、災害対策本部の代替施設に関しても検討し、対策を強化する。

■業務継続計画（BCP）の整備

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■職員の防災意識向上

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■施設（村が管理する建物）の維持管理

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、離島センター「やはず」、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【強靱化の施策】

■連絡手段の確保（2-2再掲）

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■防災拠点の早期対応

大規模災害が発生した場合、防災拠点となる離島センター「やはず」には、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧に対応する機関・団体が集結するため、早期対応ができるよう、平時からの協議や連携体制の構築を推進する。

■ネットワークの整備（２－２再掲）

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（２－２再掲）

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【強靱化の施策】

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（２－２再掲）

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【強靱化の施策】

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■主要道路・漁港の復旧

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■道路啓開計画（２－１再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

5－2 食料等の安定供給の停滞

【強靱化の施策】

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■備蓄食料等の確保・管理（２－１再掲）

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後３日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 上水道等の長期間にわたる供給停止

【強靱化の施策】

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立（２－１再掲）

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■道路啓開計画（２－１再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

6－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

■排水施設等の整備・維持管理

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■し尿処理の対策（２－５再掲）

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

■ 橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■ 道路啓開計画（2-1再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■ 主要道路・漁港の復旧（5-1再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う村内の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■ 住宅密集地における大規模火災の防止（1-1再掲）

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

大規模火災時には、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

■消防機能の強化（２－３再掲）

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

【強靱化の施策】

■建物の耐震化（１－１再掲）

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

7－3 ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■農地・農業用施設の保全

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や柵の設置等の対策を推進する。

また、農業用施設（ビニールハウス等含む）・用水路等の補修や維持管理についても推進し、防災対策を強化する。

■森林の保全（１－３再掲）

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■ため池・ダム等維持管理

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策に活用する。また、被害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

【強靱化の施策】

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■災害廃棄物対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

■他の自治体との連携強化

災害発生時、本村の処理能力を超える災害廃棄物が大量に発生した場合、他の自治体と連携し、災害廃棄物処理の対応を図る。

■災害廃棄物対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【強靱化の施策】

■民間企業との協力体制

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■関係機関、関連企業との協定締結（2-1再掲）

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

■地域コミュニティの強化

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

■住宅密集地における大規模火災の防止【1-1】【7-1】

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■消防機能の強化【2-3】【7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）

【2-1】【2-4】【3-1】【5-2】【6-1】【8-2】

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化【2-3】

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■消防部隊の応援要請【2-3】

大規模災害発生により、消防力が不足する事態となった場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊」の要綱に基づき、応援要請を行い、災害に対応する。

■職員の防災意識向上【3-1】

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■災害対策本部の機能確保【3-1】

大規模災害時・災害対策本部設置に伴う災害拠点施設の機能確保が必要となるため、拠点施設の維持管理や職員の連絡体制について推進する。

また、拠点施設が被災し、機能の確保が難しくなる可能性も考慮し、災害対策本部の大体施設に関しても検討し、対策を強化する。

■人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成【7-1】

大規模火災時には、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■関係機関、関連企業との協定締結【2-1】【8-2】

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■関係機関との連携強化【2-3】

関係機関との連携強化のため、村と各関係機関で大規模災害を仮定した災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行い、連絡系統の整備や訓練を実施することで災害対応力の強化を図る。

■業務継続計画（BCP）の整備【3-1】

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■施設（村が管理する建物）の維持管理【3-1】

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、姫島開発総合センター、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■他の自治体との連携強化【8-1】

災害発生時、本村の処理能力を超える災害廃棄物が大量に発生した場合、他の自治体と連携し、災害廃棄物処理の対応を図る。

②住宅／環境／地域

■建物の耐震化【1-1】【7-2】

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■家具の転倒防止【1-1】

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■老朽危険空き家対策【1-1】

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1】【6-1】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■避難路等の整備【1-2】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■避難所・避難場所の整備【1-2】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化【1-2】

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため、指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■排水施設等の整備・維持管理【6-2】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改

修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■土砂災害ハザードマップ等の作成【1-3】

土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域住民に配布する。

また、完成後は土砂災害警戒区域等への意識啓発や避難計画等への活用を推進する。

■災害廃棄物対策【2-5】【7-4】【8-1】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■地域との連絡体制【2-2】

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応【7-4】

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■民間企業との協力体制【8-2】

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

■地域コミュニティの強化【8-3】

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

■災害時協力井戸の登録・周知【2-1】【2-2】

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

■非常用電源の確保【2-2】【2-4】【4-1】【6-1】

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

③保健医療・福祉／教育

■避難訓練・防災意識の向上【1－2】

保育所、幼稚園、小中学校は避難訓練を通じて、生徒・児童へ地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性や避難行動などの教育を推進する。

また、消防署・消防団・防災士は連携して地域コミュニティや学校への防災講和、避難訓練の指導等を行う。

■要配慮者の支援【1－2】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員・消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

■救命講習の啓発【2－4】

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■し尿処理の対策【2－5】【6－2】

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

■健康管理体制の整備【2－5】

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期の予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■医療連携、ICTの強化及び拡充【2－4】【2－5】

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

④エネルギー／情報通信／産業構造

■連絡手段の確保【2-2】【4-1】

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■ネットワークの整備【2-2】【4-1】

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

【2-2】【4-1】【4-2】

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

⑤交通・物流／国土保全

■橋梁・道路の維持管理

【1-1】【2-2】【2-4】【5-1】【5-2】【6-1】【6-3】【7-2】

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■災害危険予想地域等の状況確認【1-3】

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

■道路啓開計画【2-1】【5-1】【6-1】【6-3】

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■備蓄食料等の確保・管理【2-1】【2-2】【5-2】

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■主要道路・漁港の復旧【5-1】【6-1】【6-3】【7-2】

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

⑥農林水産

■農地・農業用施設の保全【7-3】

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や柵の設置等の対策を推進する。

また、農業用施設（ビニールハウス等含む）・用水路等の補修や維持管理についても推進し、防災対策を強化する。

■森林の保全【1-3】【7-3】

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応【7-4】

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■ため池・ダム等維持管理【7-3】

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策に活用する。また、被

害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。

(2) 横断的分野

(A) リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

■家具の転倒防止【1-1】

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■関係機関、関連企業との協定締結【2-1】【8-2】

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■地域との連絡体制【2-2】

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化【2-3】

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■救命講習の啓発【2-4】

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■職員の防災意識向上【3-1】

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■業務継続計画（BCP）の整備【3-1】

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■連絡手段の確保【2-2】【4-1】

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■民間企業との協力体制【8-2】

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

(B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

■住宅密集地における大規模火災の防止【1-1】【7-1】

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■要配慮者の支援【1-2】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員・消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

■備蓄食料等の確保・管理【2-1】【2-2】【5-2】

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■災害廃棄物対策【2-5】【7-4】【8-1】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■主要道路・漁港の復旧【5-1】【6-1】【6-3】【7-2】

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■非常用電源の確保【2-2】【2-4】【4-1】【6-1】

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

■避難路等の整備【1-2】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■健康管理体制の整備【2-5】

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期の予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■ネットワークの整備【2-2】【4-1】

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■地域コミュニティの強化【8-3】

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

(C) 老朽化対策

■建物の耐震化【1-1】【7-2】

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■橋梁・道路の維持管理

【1-1】 【2-2】 【2-4】 【5-1】 【5-2】 【6-1】 【6-3】
【7-2】

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■老朽危険空き家対策【1-1】

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■消防機能の強化【2-3】 【7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■避難所・避難場所の整備【1-2】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化【1-2】

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため、指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■排水施設等の整備・維持管理【6-2】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改

修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1】【6-1】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■施設（村が管理する建物）の維持管理【3-1】

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、離島センター「やはす」、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

【2-2】【4-1】【4-2】

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信、難視聴地域におけるスピーカー設置の検討など住民への効果的な情報伝達を推進する。